教 育 カ ー ド ロ ー ン
（一般社団法人しんきん保証基金保証付）

（2026年6月1日現在）

商　品　名	教 育 カ ー ド ロ ー ン （一般社団法人しんきん保証基金保証付）
本商品の仕組	※入学前・在学中 ・入試合格、入学予定校が決定の後、卒業予定月までの間に限り繰り返しATM・CDで出金可能なカードローン契約を締結します。尚、カードローン利用中の間は元金返済据置となり、利息については利息支払用預金口座より毎月返済となります。 ※卒業時 ・貸越契約期限（証書貸付切替期限＝卒業予定月の3ヵ月後の月末）までに、その時点での教育カードローンの貸越残高について、証書貸付への切り替えを行い、毎月の割賦返済が開始することとなります。
ご利用いただける方	・子弟等が学校等に就学中または就学予定の方。 ・申込時年齢が満20歳以上満65歳以下の方で、完済時の年齢が満70歳未満の方。 ・安定継続した収入がある方。（派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。） ・年金受給者の方は、前年の受取実績（他行にて受取の方を含む）がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。 ・富山県内に居住または勤務されている方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
対象となる学校	学校（教育施設）は国内・国外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるものが対象となります。 〔例〕大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校、専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園、国・自治体等が設置した学校、行政機関の指定・認定を受けた学校。 ※学習塾、専修学校、各種学校で認知を受けていない予備校は対象となりません。
お使いみち	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用。
ご融資形式	入学前・就学中はカードローン方式、卒業後は証書貸付となります。
ご融資限度額	50万円以上500万円以下 （10万円単位）
ご融資方法	・教育カードローンの専用カードを郵送いたします。カード到着後、CD・ATMでのご利用融資となります。 ※CD・ATMによる1日利用限度額は100万円までとなります。1日累計100万円を超える出金は、窓口にて対応いたしますので、教育カードローンの専用カード・本人確認書類・届出印をお持ちください。 専用カードが届くまでは、ご利用（お借入）できませんのでご了承ください。
ご利用期間	・在学中のカードローン期間 ： 5年以内（1年ごとの更新） ※ご契約時に、卒業予定月の3ヵ月後の月末までを限度として貸付切替期限を設定いたします。 ※医学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヶ月後の月末までとなります。 ・卒業後の証書貸付期間 ： 3ヶ月以上10年以内 ※医学部等の6年制大学は16年以内。
ご融資利率	固定金利 年4.00%（保証料含む） 引下げ後金利 年3．80%～年3．50% ※引下げ金利適用条件該当の方（条件は下記に記載）
引下げ金利適用となる項目	ご融資利率について、次のお取引項目で引下げ金利適用となります。 ① 給与振込5万円以上の実績があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ② 住宅ローン取引があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ③ しんきんVISAまたはしんきんJCBカード契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ④ 個人インターネットバンキングまたはバンキングアプリ契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑤ 定期預金世帯合計残高が100万円以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑥ 口座振替が3種目以上あり（電気・電話（携帯）・水道・ガス・NHK・クレジット・保険料等）、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑦ NISA口座を開設、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑧公金の受取り口座指定、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑨ 同居家族の給与振込または年金振込、かつ申込本人の極度額30万円以上のカードローン契約がある方 上記①または②に該当すれば0．5%引き下げ、③～⑨のいずれかに該当すれば0．2%引き下げとなります。 ※金利引き下げは0．5%を上限とします。

富山信用金庫

ご返済方法	・在学期間中 … 元金据置期間（毎月10日にお利息のみ利息支払用預金口座よりご返済いただきます。） 卒業予定月の3ヶ月後の月末までに証書貸付に切替いただきます。 ・卒　業　後 … 証書貸付契約となり、元金均等または元利金均等割賦返済からお選びください。 （ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。）
保証会社 保証料・保証人	保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金 保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。 保証人 … 原則不要です。但し、保証会社が必要と認めた場合は徴求させていただきます。
取扱手数料	・カード発行手数料 … 無料 ・カード再発行、証書貸付時における繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧表」をご覧ください。
ご提出していただくもの	①ご本人確認資料 ・運転免許証（表裏）【運転免許証を徴求できない場合（申込人がマイナ免許証のみを保有する場合を含む）は、次のいずれかを徴求】 個人番号カード（表のみ）、資格確認書（表裏）、運転経歴証明書（表裏） （申込人が日本国籍以外の場合）永住者または特別永住者であることを確認するため、上記書類に加えて、次のいずれかの書類を徴求 在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ②年収をご確認できる資料（借入金額100万円以下の場合は不要です。） ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可） ・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 ③お使いみちのわかる資料 ・子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類。（合格通知書、在学証明書、学生証 等）
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」 （9時 ～ 17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター （電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または 全国しんきん相談所（9時 ～ 17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

富山信用金庫